

信頼の三相とその相互作用

森 秀 樹

The Interrelationships of Three Aspects of Trust

Hideki MORI

Recently sociologues often argue on “the collapse of trust”. “Trust” is however not only one of the central issues of sociology, but it has also always been discussed in the context of its decline. First this paper surveys the genesis of “trust” in the history of life. Second it obtains a general view of the usages of this concept in the history of philosophy. On that basis, we abstract three aspects of “trust”, inquire how these aspects are related to each other and make it clear that “trust” is a composite and dynamic phenomenon that occur in the interactions among human beings and the environment and that the issue “the collapse of trust” can be explained as an episode in the reconstruction process of “trust” in the late modernity.

Keywords: trust, collapse of trust, late modernity

フクヤマ, コールマン, パットナムといった様々な論者が信頼を話題にしている。その背景にあるのは「信頼の崩壊」論である。今や社会の紐帯たる信頼は危機に瀕しており、だからこそ、それを守ることが重要であるというのである。しかし、このような論調は何も20世紀末になって初めて生じたものではない。テニエス, ジンメル, デュルケームなどの名前を挙げれば、信頼がもともと社会学にとって重要な主題の一つであったことが明らかになる。中でも、ジンメルは、分化した社会においては「相互知識」と「無知」（相手の秘密に対する配慮）とともに信頼が必要となるとし、信頼を近代社会の紐帯として主題化している。その後、パーソンズは、社会秩序の可能性を「ホップズ問題」として主題化し、ルーマンもまたこの着想を受け継ぎ、「二重の不確定性」を縮減するものとして信頼を捉えている。このように、社会学は、近代において個人が社会を形成するのはいかにして可能かというアポリアから出発している。しかも、社会学にとって、信頼とは常に危ういものでもあった。すでにテニエスにおいてゲームインシャフト的なものの崩壊が語られ、ジンメルの信頼とは、個人間の面識が不可能になっている近代社会における現象であった。だとすれば、信頼は近代社会において特に問題となるよ

うな概念なのであり、それ故にまた、常に危機とともに語られる運命にあるのである。とはいえ、近年の「信頼の崩壊論」が以前のもの焼き直しでしかないというわけではない。ここ100年の間に近代はさらに歩みを進め、いわゆる「後期近代」に入っているといわれるからである。近代に入って、流動化する社会を媒介するものとして信頼という制度が形成されてきたのであるが、その流動化がさらに進行する中でそのあり方がほころびを見せていると捉えられている。例えば、ギデンズは制度・個人・家族関係が「再帰化」し、各々に対する信頼が揺らいでいると指摘している¹⁾。

以上のような混乱状態は信頼をどのように捉えるのかの混乱と関わっている。一方において、信頼は社会事象として実在的なものであると見なされる。しかし他方において、信頼とは規範的な概念でもあり、あるべきものとして求められ、それが無いことが嘆かれたりする。だとすれば、信頼について論じる前に、信頼とはいかなる概念であるのかを概観することが必要となるはずである。そこで、本論文は、まず、信頼がどのように発生し (I)、思想史の中でどのような意味で用いられてきたのかを概観する (II, III)。その上で、信頼を構成する三つの相とそれらの相互関係を析出し、信頼が複合的な現象であることを明らかにし、信頼の崩壊論について考察することにする (IV)。

I 信頼の発生

一見すると信頼は人間に固有な現象であるように思われるかもしれないが、仮にそうだとしても、信頼は生命の歴史の中で突然発生したわけではなく、先行する諸能力を組み合わせる中で徐々に発生してきたと考えられる。生物は限られた情報だけを用いて複雑な環境に適切な仕方に対処しなくてはならない。環境をより精密に認知することは適切な対処をもたらす可能性を増大させるが、同時に、そのことは情報処理の複雑さや時間といったコストをももたらす。そこで、環境のもつ複雑性を適切に縮減することが必要となる。例えば、環境には危険な捕食者が存在しているが、そのような危険な捕食者(らしきもの)を前にして、それが本当にそうであるのかをゆっくりと検討するような時間的な余裕があるとは限らない。むしろ、多少の誤差が含まれていても、そのような危険をただちに察知する方が生存上都合がよい。このようにして、生物は危険なものを一瞥して見分ける能力を身に付けるようになり、そのようなものに対しては感情的な反応を見せるようになる。例えば、恐怖や不安といったものは、大脳を経由しない情報処理経路に基づいて、危険を知らせる役割を果たしている。逆の言い方をすれば、生物は、このような仕組みを作ることで、常に警戒するというコストを減らすことができるようになり、「安心」という状態が可能となったのである。

しかし、このような信頼性は信頼とは異なる。警戒の対象が、(こちらの信頼を認知しない)単なる事物ではなく、(信頼を認知できる)個体相互の協力関係となるとき、はじめて不信や

信頼が生じると考えられる。協力関係の存在が信頼の前提となっているのである。生物の世界には、共生関係をはじめ、アリの高次な集団生活など様々な協力関係が見られる。このような協力関係は血縁淘汰によって発達してきたとされる。だが、通常はアリがお互いを信頼し合っているとは表現しない。というのも、アリの協力関係には非協力という可能性が考えられないからである。するとさらに、信頼は協力しないことも可能であるにもかかわらず、協力するということをさらに前提していることになる。このような場合も血縁淘汰によって説明されるが、協力する相手（＝信頼できる相手）とそうでない相手とを区別する仕組みが発生している点において信頼の起源となっていると解釈することができる。

しかしながら、信頼に基づく協力というオプションを備えた生物であっても、それをいつも発揮できるわけではない。常に「社会的ジレンマ」にさらされうるからである。各自が部分的な利得を選択する結果、より大きな利得をもたらす協力関係を取り逃がしてしまうという事態を回避するためには、各自が協力しあうように約束しあい、それを信頼しあうことが必要になる。だが、そのような信頼には、相手の「ただのり」を許容してしまう危険性が常にともなっている。だとすれば、信頼にに応じてくれるであろう相手のみを信頼し、そうでない相手は信頼しないという区別をすることが必要になる。ここにおいて、相手を理解できることが信頼にとって重要となる。近年の研究は「共感」がミラーニューロンに見られるような神経システムに組み込まれているということを示してきた。そもそも、自分を形成しうするためには行動のレパートリーを修得しなくてはならないが、それは他者の行動を学ぶことによるのみ可能となる。同様な環境の中で生まれ育ち、同様な行動を習得していることは、相互理解にとって有利な条件となり、ひいては信頼の基盤となると考えられる。

一方において、仲間を明確にしておくことは、「社会的ジレンマ」に陥ってしまうというコストを回避させ、信頼するかどうかの判断を容易にする。しかし、他方において、集団内で信頼関係を固定化してしまうことは集団外との協力関係を疎外してしまうことになり、そのための機会コストを支払うことになる。そこで、仲間集団を超えながらも、「ただのり」を許さないような信頼もまた求められることになる。そのようなあり方は、まず相手を信頼するが、相手の出方によっては信頼関係を解消するという「戦略」に結実することになる。ここで重要なのは、相手の反応によって自分の反応を決めることを「戦略」として単純化してしまうことで、信頼するかどうかを考え続けるというコストをはぶくことである。このような戦略を古代ギリシアのデモクリトスは次のように簡潔に表現している。「すべての人をではなく、信頼に足る人びとを信ずること、というのも、前者は愚かしく、後者は節度ある人のすることだから」²⁾。この言葉は信頼が特に人物に向けられるものであり、かつ、盲信とは異なり、信頼性を考慮に入れたものであることをよく示している。このようにして信頼が人類史の中に刻み込まれることになった。

II 古代における信頼

古代ギリシアにおいて信頼に相当するのは *πίστις* という語である。この語は、一般には、信頼、忠誠を意味し、特定の誰かに対する、ある程度根拠づけられた関係を指すものとして理解されていた。そのことは上において見たデモクリトスの言葉にもよく現れている。だが、この語は哲学的な概念としても用いられていた。すなわち、この語は認識論において用いられ、知識と臆見との中間状態を指すものとして考えられていた。一方において、ある種の確実性を備えている点において知識に似ているが、他方において、それが知識の場合のように確かな根拠に基づいてはいない点において臆見に似ているというのである³⁾。さらに、この語は弁論術における基礎的概念でもあった。というのも、弁論術とは「どんな問題でもそのそれぞれについて可能な「説得の方法 (*πιθανόν*)」を見つけ出す能力」であり、それが具体化すると *πίστις* (説得／納得) となるからである⁴⁾。*πίστις* は *πείθω* (説得する) の中動態 *πειθεσθαι* (信じる) の名詞形として理解されており、十分な威力によって説得され、信じ、従わざるをえない状態に至っているということを意味する。ここには、信頼が単に対象のみとの関係から生じるのではなく、主体と対象とをともに含む環境との相互関係の中で育まれるものであることがよく現れている。したがって、単に事柄を証明してみせるだけでは不十分であって、さらに、相手を納得させなくてはならない。アリストテレスによれば、*πίστις* となりうるものは、1) 話し手の *ἦθος*、2) 聴き手の *πάθος*、3) *λόγος* そのものである。まず、*ἦθος* は「人柄」「性格」と翻訳されるが、ここで考えられているのは、話者が置かれてきた状況の中で醸成されてきたもののことである。すなわち、話者がどんな環境の中で生まれ育ち、どんな性向を備えるに至ったのかが *πίστις* に影響するわけである。次に、*πάθος* は情念などと翻訳されるが、ここでも、ある状況の中に置かれ、そこから影響を被っているということに主眼が置かれている。聴き手がどんな状況に置かれているのかによって、信憑性が変わるというのである。最後の *λόγος* も「議論の内容」と理解することができるが、それだけではなく、世界の中での撰理に即しているかどうか重要になる。さらに、アリストテレスは、1) 審議弁論 (選択における利害の説得)、2) 法廷弁論 (行為に対する正不正の説得)、3) 演示弁論 (人物の美醜の説得) を分類している。この分類は真・善・美という基本カテゴリーに対応するものであると同時に、人間をとりまく時間に対応するものでもある。人間は将来・過去・現在のいずれにおいても不確実性にさらされているが、それにもかかわらずある程度の蓋然性を模索していかなばならないというのである。

これに対して、*πίστις* はヘブライ語の *aman* という語の翻訳として宗教的な意味においても用いられる。この背景のもと、キリスト教において *πίστις* の概念はもう一つの人格的存在である神について用いられることになる。まず、ユダヤ教において、信仰は、何らかの根拠に基づ

く信頼ではない。むしろ、ユダヤ人であるという自己認識を切り開くようなものである。まずあるのは神からの呼びかけである。それは人間の知識を越えるようなものとして現れ、人に呼びかける。そして、その呼びかけに勇気をもって応えようとするのが、人をユダヤ人にし、神を可能ならしめ、さらには将来への救済への期待や安心をもてるようにする。ここには跳躍があるが、その跳躍こそが新たな見方を切り開くのである。このような発想はキリスト教にも受け継がれる。さしあたり、通常の「信」が権威なり、真理なりに基づくものであるのに対して、キリスト教の「信」は内的な確信に基づくものであるとされる。ただし、キリスト教において神への信仰は福音を経由する。そこで、「信仰するとは啓示する神に対して、知性と意志を全く奉獻し、自由に神のこぼれを受け入れて、自分のすべてを神にゆだねること」と定義されることになる⁵⁾。ここにおいて、イエスという人間の言行が神への信仰の原型となり、信頼は多重化されることになる。まず第一に、誰を信じるのかという観点がある。この観点においては、イエスないしそれを伝える人間を信じることと、その中で伝えられる神を信じることとが相乗的な仕方で重ね合わされることになる。まずもって、信じるということが学ばねばならないが、それは、ある人が誰かを信じることを通してのみである。そのようなモデルの振る舞いを通して、誰を、そして、何を信じるのかを人は学ぶ。そして第二に、どんな内容を信じるのかという観点がある。啓示の内容は実生活の諸知識と関連づけられ、了解されるのではなくてはならない。例えば、人は日常的には日常世界を信じている。しかし、よく考えてみれば、それらには絶対の根拠が欠けている。世界を創造し、それを支える存在が必要となる。ここにおいて、日常的な眼差しを超える見方が生まれることになる。さらに第三に、信じることは単なる状態ではなく、行為として遂行されるべきものである。すなわち、人間の側の信仰は常に神によって試され、かつ、そのことを人間は知っている。このような状況下で信仰は練り上げられていく。人格を信じるとは、その言葉を鵜呑みにするというよりはむしろ、その言葉を通して自らの理解を試し、新たな観点を切り開いていくという実践を遂行することなのである。

人間は様々な不確実性に取り巻かれている。すでに認識においてそうであるし、対象が人間ともなればなおさらなことである。また、将来の事柄はもちろん、過去や現在の事柄についても人々の言うことは様々である。だが、そのような人間同士といえどもある状況を共有しあっており、その制約の中で蓋然的なことを繋ぎ合わせ、さらに対話や実践の中で吟味していくことによって、ある程度まで信頼に足るものをわかちもつことが可能になる。近代におけるように、人間同士の相互的な関係から生じる不確実性は必ずしも主題化されておらず、信頼もそこに限定されていない。むしろ、信頼を状況との相互作用のプロセスとして考えていこうとしている。

III 近代哲学における信頼

以上において古代における信頼の概念について見てきた。それは現代人が信頼ということで考える諸相がすでに現れている。ただし、近代に至るとこの原像に近代的な特徴が付加され、むしろ、それが信頼の中心として意識されるようになっていく。

近代哲学の嚆矢とされるのはデカルトであるが、彼は自分の哲学を「方法論的懐疑」によって開始している⁶⁾。彼は第一級の教育を受けたが、かえって諸学問が「あやふやな基礎」の上を立てられていることに気づかされた。その後、彼は兵士として諸国を巡り、学者として歴史を学ぶ中で、場所と時代によって人々の考えも様々であることを知った。まず注目されるのは、近代に至ると、個人が多様な考え方がありうることを直接経験し、他者の見方を疑わしく思うと同時に、自らの信念をも疑わせるようになり、「当たり前」と見なしてきたことに対する信頼性のゆらぎが経験されるようになっていくということである。そして、そのような経験に対してまずは不確実なものから信頼できるものを見分ける「方法」が要請された。「制度」によって不信に対処しようとしたのである。その中で、人間を欺く疑わしい「感覚」に対して、明晰・判明に思惟する「理性」とそれによる「演繹」が称揚された。そのことは信頼の所在の変化をも意味した。すなわち、素朴な体験に対して懐疑の眼差しを向ける一方で、「理性」に対しては信頼を向けるようになっていった。

他方、人間に対する信頼はどうか。この点で、現在に至るまで広範な影響を及ぼす「言説」を展開したのがホブズであった。『リヴァイヤサン』によれば、国家や法が不在な「自然状態」にあって、人々は「戦争状態」に陥る⁷⁾。ホブズによれば、生物の一種である人間は「自然権」を主張する存在であり、自らの欲求に従って行動する。したがって、自然状態にあって、他者から利他的行動を期待することはできず、自分以外を頼りにすることはできない。しかし、自らの欲求によって生きながらも、結果として死という自らの欲求を満たしえない状態を招くのは背理である。そこで、死への恐怖故に人々は、自然法を見出し、社会契約を結ぶ。ホブズによれば、契約 (contract) とは「権利の相互譲渡」のことであるが、契約はただちに完了するとは限らない。「相互契約者のうちの一方が、自分の契約した物は引き渡してしまい、相手方にある期間ののちに契約を履行するにまかせ、そのあいだは相手方を信頼している (be trusted) というばあい、自分にとってこの契約は、《協約》(パクト) とか《契約》(カヴィナント) と呼ばれる。また両者がいま結んだ契約をのちに履行するというばあいもある」(ibid., p. 163)。社会契約は後者に属する。ただし、契約の履行は確実とはいえない。というのも、「ことばの拘束力は、何か強制的な力にたいする恐怖がないところでは、人間の野心、貪欲、怒り、その他の情念を抑制するにはあまりにも弱い」(ibid., p. 166) からである。

ここからいわゆる「秩序のホブズ的問題」が生じることになる。パーソンズの『社会的行

為の構造』によれば、この問題は、各個人が功利主義的に振る舞うとき、社会秩序はいかにして可能かというものである。パーソンズは、社会契約によって秩序は不可能であると見なした。というのも、「純粹に功利主義的な社会というものは、カオスであり不安定なものである」からである⁸⁾。ただし、この主張は、ホブズの主張を否定するものではない。この問題に対して、ホブズは、契約を相互に守らせるために人々は国家（コモンウェルス）を設立すると答える。「正、不正の名が存在しうるためには、そのまえになんらかの強制力が存在して、人々が契約の破棄から期待する利益よりもより大きな処罰の恐怖によって、彼らに等しく契約を履行させるのでなければならない」（*ibid.*, p. 172）。すると、戦争状態への恐怖と国家の権力ゆえに人々はその国家に服従することになる。この状態は「ホブズ問題」に対して「安定解」をもたらす。ホブズの人間は平和を予期し、さらに、その予期に基づいて、秩序を強制する政府の存在を認知することができるからである。結局、人を信頼できる存在にするのは、より大きな利得に対する理性的な判断力と国家制度に服従することによってだということになる。確かに、人間の利己性は信頼を危うくする。しかし、利己性が確実なものであれば、そこから信頼に足る制度を作り出すこともまたできるのである。

ロックの想定する自然状態はホブズとは対照的なものであった。ロックによれば、自然状態は「人それぞれが、他人の許可を求めたり、他人の意志に依存したりすることなく、自然法の範囲内で、自分の行動を律し、自らが適当と思うままに自分の所有物や自分の身体を処理することができる完全に自由な状態」であると同時にすでに「平等な状態」である⁹⁾。そして、「何人も他人の生命、健康、自由、あるいは所有物を侵害すべきではない」という自然法が理解され、その侵犯に対してはお互いに適切な範囲において処罰する権利が認められている。このようにロックの自然状態においては自然法の範囲での相互信頼がすでに成立していると考えることができる。ここには、内乱の時代の生々しい記憶を保持していたホブズと市民階級の勃興を目の当たりにしていたロックとの体験の差異が反映しているように思われる。しかしながら、自然状態における所有権は不安定であり、戦争状態に陥る危険性をはらんでいる（*ibid.*, p. 441f.）。というのも、1）自然法は成文化されておらず、あいまいであり、2）公平な判断を下す者がおらず、3）適切な判断を執行させる権力が存在していないからである。そこで各自の所有権を保証してもらうために、これら三つの事柄を行う国家を設立し、そして、自己の立法権と執行権を放棄するとともに、国家を維持するのに必要なものを負担することに同意する。ロックはこのような同意を *trust* と呼んでいる。この語は「信託」と翻訳される。信託とは、他者のことを信用して、その他人に自分の権利を自分に代わって執行するよう委託することであり、信託された側はその信託に応える義務が生じることになる。したがって、国家がもしその信託に応えていないとすれば、信託は取り消されることになる（*ibid.*, p. 473）。このようにロックは国家に対する抵抗権を認めている。ホブズは信頼の可能性の条件として国家と

いう制度を考えたが、ロックは国家そのものが信頼されない可能性を考えた。そして、抵抗権という可能性を残すことで、国家が信託に背く可能性を制限しようとした。

以上において見てきたように、近代になると、私たち現代人が想定するような信頼、すなわち、言葉、他者、制度に対する信頼が主題化されるようになった。だが、古代・中世において主題化された「信仰」の系譜もまた、信頼とは別のものとして意識されつつも、存続している。すなわち、信仰を、神を信じようとする人間と人間の信仰を試す神との間の相克的関係として捉えようとする着想は特に宗教改革後の近代的な自我の中においてさらに展開されている。ルターにおいて、信仰とは、神の言葉が啓示され、それに聴き従うことである。被造物である人間はそのようにすることにおいてのみ、神の創造を完成させることができ、そこにおいて、人は至福に至る¹⁰⁾。信仰の審級をなすのは、もはや教会や共同体ではなく、良心（人格）である。良心は自由を与えられつつも、その自由を他者の視点から反省しようということの意味する。そして、このような良心が信仰の秩序を駆動する役割を果たすことになる。このような人格の発想は世俗の領域にも影響することになる。例えば、敬虔主義の影響を受けたカントにおいて、「信仰は、道徳律の約束への信頼である」¹¹⁾。この言葉は「信仰……とは、理論的認識によって到達しえないものへの信憑における理性の道徳的態度である。したがって信仰は、最高の道徳的究極目的が可能となるための制約として必然的に前提されるべきものを……そのものへの責務のために、真であると想定しようとする、信条の恒常的原則である」(ibid.)とも表現されている。すなわち、道徳的に振る舞うことが幸福をもたらすかどうかは認識できないが、それにもかかわらず、それを信頼して、行動するべきであり、そうすることによって、初めて道徳的な世界が可能となるというのである。ここにはホッブズ問題に対する解の一つが示されている。ただし、ヴェーバーも指摘するように、この良心の駆動システムは過剰なものであり、資本主義のような秩序の形成に繋がるとともに、他方において、病的な悪循環をも生み出すことにもなる。

確かに、前近代においても信頼において人間同士の信頼は重要な主題であった。しかし、近代になって、制度によって信頼性を制御しようという発想が生まれてくると、かえって制御不可能な複雑性をもつものとして人間関係が主題化され、人間同士の信頼が中心的な課題として主題化されるようになった。なるほど、信頼がある時点におけるものとして対象化するならば、ホッブズの問題が発生し、解を導くことは不可能になってしまう。すなわち、信頼を認識の対象とすることは、信頼の依拠する状況を排除してしまうことであり、不信しかまねかない。そもそも、状況から独立した純粋な人間もまた虚構でしかない（国家はもちろん、家族関係なども想定されないような全くの自然状態にある人間とはいかなる存在でありうるのか）。人間とは常に文脈的存在である。このことは近代においても全く見失われてしまったというわけではない。（例えば、ホッブズに見られるような）裸のままの人間が出会い、関係をもって

いく中で信頼できる文脈が生まれ、それに対応した自我を備えるようになっていくとき、信頼が可能になるという着想がそれである。これととも、制度による信頼性の制御の一種と解釈することもできる。というのも、この着想を人間の内面形成を制度によって規定しようとするものであると考えることができるからである。社会が流動化し、素朴な信頼がゆらぐに至った近代において、制度を作ることにより、信頼を制御しようとしたのである。

一方において、コミュニケーションは素朴な信頼を破壊するが、他方において、コミュニケーションは制度的信頼を醸成する。ここで信頼はシステムの信頼の問題として考えられている。とはいえ、ルーマンによれば、システムの信頼は直接的制御が難しい。この問題に対するロックの答えは、制度がうまく機能しない場合のために、制度を替える仕組みを作っておくというものである。とはいえ、流動化が激しくなってきたからといって、制度を次々と替えるわけにもいかない。近年問題になっている信頼の崩壊はこのような問題であるように思われる。一方において、流動化に応じて制度を作り替えていくことは必要であるが、他方において、そのようなことは人間にとって過酷なことでもある。流動性に身をさらしながらも、ある程度までの一貫性を維持できるようにするには何が必要なのか。ここにおいて、信頼が状況の中で形成されるものであるという前近代的な発想が重要になる。一方には、信頼は「自ずからなるもの」であるという発想がある。ただし、この場合、信頼を作っていくことはできない。また、他方には、信頼は一種の「行為」であるという発想がある。だが、根拠無き信頼は無謀である。むしろ、信頼を「遂行プロセス」として理解することが必要となる。ここにおいては、近代が切り捨ててしまった、使用できるもの、頼りにできるものを探し出し、その上に信頼を構築していくことが求められる。もはや、変わらぬ信頼は困難かも知れないが、その都度の経験の中で得た信頼の手がかりをもって、次の信頼にコミットしていくことは可能であり、そのような模索こそが信頼を形成していく契機となるのである。なるほど、流動化する社会の中では、安心できるような信頼はなかなか見つからないかもしれないが、だからといって、何かに固執することはむしろリスクをもたらす。むしろ、新たに出会う相手と新たな仕方で信頼を結ぶことが必要であり、相手にとっても同じことが妥当する以上、このことには十分な可能性があると言うことができる。

IV 信頼の三つの相とその相互関係

以上における概観から容易に見て取れるように信頼は単一の現象ではなく、諸契機の相互関係によって生じる複合的な現象である。信頼という現象は主として三つの相において現れている。第一に、信頼とは何を対象にするにしても不安や不信に対立するものであり、感じられるべきものである。この意味での信頼を「信頼感としての信頼」と呼ぶことにする。だが、デモクリトスが述べていたように、何でも信頼してしまうことは愚かである。信頼においては何を

信頼し、何を信頼しないかを区別することが重要となる。ここにおいて、信頼とは、自分の期待に対象がどの程度まで応えることができるのかという信頼性を判断し、選択する行為となる。この意味での信頼を「判断としての信頼」と呼ぶことにする。しかし、合理性のみに基づいて判断されることは不信の現れであり、むしろ、それをこえて信頼することこそが本来の信頼であるとも言われる。ここにおいて、信頼は不安や期待値とは独立に信じるべきであるという一種の態度という側面をもつことになる。この意味での信頼を「態度としての信頼」と呼ぶことにする。

このような三相は信頼の発生の観点からも区別することができる。生物は環境に対応することが必要であるが、複雑な環境に適切に対応するためには、複雑な判断の仕組みが必要となる。生物は神経や脳のシステムを発達させることでこの問題に対応してきた。「判断としての信頼」はこの延長線上にある。しかし、複雑な仕組みをもつことは時間や資源のコストをかけることでもあるため、複雑性を思い切って縮減する仕組みが必要となる。生物は情緒という仕方でもこの問題に対応しており、「信頼感としての信頼」の基盤となっている。他方、個体としての選択が可能であるとともに、社会性を発達させた高次な生物の間では、「共感」や利他性の仕組みを発達させてきた。これが「態度としての信頼」の基盤となっている。このような三相は信頼に関する学問的なアプローチの仕方にも反映している。まず第一に、「判断としての信頼」は、経済学的なモデルの中で研究されると、選択肢相互の損得を合理的に比較・考量することとなり、「合理性としての信頼」という観念が生じる。第二に、「態度としての信頼」は例えば倫理学や宗教学において取り扱われ、「規範としての信頼」として純粹化される。第三に、「信頼感」とでも呼ばれるものは心理学（社会心理学や行動経済学）の分野において取り扱われ、「感情としての信頼」と呼ぶことができる。近年の行動経済学の進展は、人間の脳は「合理性としての信頼」を計算するのはあまり上手ではなく、むしろ、心理的なバイアスによって左右される存在であるということを示している。

これらは、アプローチが異なっていることから分かるように、別々の対象であると思えることもできるが、これらの間には相互作用もまた見られる。例えば、貸金業においては、「合理性としての信頼」に基づき、相手の返済可能を考慮に入れ、それに見合った額しか貸さない。しかし、返済可能性のみに依拠することは相手のことを信頼していないことの証であるとも見なされる。そこで、「規範としての信頼」は、人々が信頼を置かない場合においても相手を信頼することこそ本来の信頼であると主張する。そして、さらに、そのような信頼がある社会こそが結局は「合理性としての信頼」にもかなうことになるという主張もまたなされる。現実の実践においては、これらの事情を勘案して、どのような行為をするのかを判断することになるが、その判断においては「感情としての信頼」が介入することになる。これは「合理性としての信頼」や「規範としての信頼」を強化したり、歪ませたりする。一方において、「感情

としての信頼」は、将来の損得を低く見積もる傾向があるとされ、「合理性としての信頼」を歪ませる可能性をもっているが、同時に、そのように将来のことを切り捨てることによってかえって、行動へと後押しし、人間の相互的な支え合いを促進し、かえって「合理性」を高めることもあるとも考えられる。また、他方において、「感情としての信頼」は「合理性としての信頼」が考慮に入れていない不安要因を敏感に感じ取ることによって、大きなリスクを回避する役割を果たすと同時に、不安感にさいなまれて、「合理性としての信頼」すら破壊してしまうこともありうる。

それどころか、さらに詳細に見れば、これら三つの相はそれぞれにおいて他の相の影響を受けるため、相互に独立したものとはいえないことが分かる。まず、「合理性としての信頼」が成立しうるためには「市場」が機能している必要があるが、それは「ルール」によって支えられている。これは「規範としての信頼」に関わっている。また、「規範としての信頼」が成立しうるためには、人間が通常の心理状態に置かれていることが必要であり、そのためには例えば「安心」が必要であり、これは「感情としての信頼」と密接に関係している。そして、「感情としての信頼」が醸成されるためにはきちんとした「発達」を経験することが必要となるが、そのためには「家族」や諸制度が必要であり、さらに、それらが持続しうるためには「合理性としての信頼」が広く共有されているのではなくてはならない。このように信頼の三相の間には相互循環的な基づけ関係があることが分かる。このように考えるならば、信頼についての研究はこれらの三相の間の区別を意識しながらも、同時に、相互に基づけ合うことで、一体のものとして機能するものでもあることを考慮に入れておく必要がある。

すでに三相の相互関係において現れていたように、一方において、信頼は主体の側が抱く主観的なものである。「信頼感」や「規範としての信頼」にそのことはよく現れている。また、「判断としての信頼」においても信頼をするかしないかは主体の選択に任されている。だが、他方において、信頼が向けられるべき対象とも無縁ではない。特に、「判断としての信頼」においては根拠を欠いた信頼は盲信でしかないとされる。信頼性は客観的な尺度であると考えられているし、経済における信用はしばしば金額によって換算される。このように、信頼は、その対象が信頼できるものであるかどうか、また、それを判断する人が信頼する傾向をもつかどうかといった条件によって決ってくると考えられている。しかし、以上の考察は、信頼を、環境と人間との総合的な関係性のあり方を示す指標として解釈することを求める。まず、信頼は、人間がどのような状況の中に置かれているのかによって左右される。同じ人間が同じような対象に対して抱く信頼であっても、どのような状況に置かれるかによって変わってくる。同じ額の貨幣が意味するものは物価が異なれば別のもことになる。また、「規範としての信頼」は、ホブズが考えているような自然状態においては不可能であり、社会の中でのコンセンサスを必要とする。この観点からすれば、信頼を関数として考えるにしても、主体と対象という係数

の他に、状況もまた考慮に入れる必要があるということになる。そしてさらに、環境と人間の関係には、現時点での状況だけではなく、歴史的経緯もまた含まれる。そうすると、同じような状況に置かれていても、どのような経験をしてきたのかによって、状況をどのように捉えるのかは違ってくる。例えば、自由に食料を購入することができる状況にあっても、窮乏生活を経験した人とそうではない人とでは、この状況に対する態度は異なるであろう。信頼感は過去の経験によって左右されるのである。そもそも、「信頼感」は持つとしても持てるようなものではなく、安定した環境に時間をかけて慣れ親しむことによるのみ可能となる。さらに、信頼感は生物が体験してきた環境との関わり方の記憶であるということもできる。また、「判断としての信頼」が意味をもちうるのは現在の信頼が将来の利益をもたらすと考えられるからである。だとすれば、信頼は人間関係が反復されるような社会を前提としており、そのような長期的な視野をもちうる環境においてのみ意味をもちうることになる。そうすると、主体と状況との関係の関数は歴史的経緯によって規定されることになり、単純な関数としてはもはや記述できなくなる。これらの事情から、信頼は時間的現象であることが分かる。このような機微をよく表現しているのが、古代ギリシア語の「中動相」という発想である。すなわち、信頼は、主体の側のものでも、客体の側のものでもなく、環境との相互作用の中で徐々に形成されていくものだというのである。すなわち、信頼は「信頼する」という表現に表れているように、主体による行為であるのみならず（行為としての信頼）、環境との関係の中で自ずから成立するようなものでもあり（自ずから成るものとしての信頼）、この両者を総合するようなものとして「遂行としての信頼」が考えられるのである。

以上のように考えるとき、三相を貫く観点が見えてくる。一方において、人間は複雑な環境の中に置かれて、途方に暮れる存在である。そのような状況のもとで、人間は環境との間に制度的なものを構築することによって、環境の複雑性に対処してきた。そのような制度的なものが信頼を支えている。上述の信頼の三相はいずれもそのような制度的なものの一種なのである。まず、「合理性としての信頼」はリスクを偶然にまかせるのではなく、それをどこまで回避しようのかを見極めようとする営みである。そして、その判断の仕組みができれば、システムの判断に移行することになり、制度化されることになる。また、「規範としての信頼」は、相互信頼関係をたやすくするものであり、一種の制度化であると理解することもできる。制度化によって、より高次のシステムを構築し、人間社会の安定性を向上させる役割を果たす。そして、「感情としての信頼」は、人間が長い進化の過程で発達させてきた、リスク回避の一つの手法であり、環境との安定的な関係の持続に対応するものである。信頼は、複雑な環境を相手にして、安定的な秩序を発見しようとする営みであり、それに持続的に成功している状態である。ただし、それに安住することもできないため、さらなる秩序の形成が求められる。このような動性をもった営みであり、諸側面の総合としてある。

人間は環境との間に安定的な関係を構築しようとして信頼というあり方を発達させてきた。このことは通時的に言えることであり、信頼の三相は通時的に見られるものである。しかし、信頼が状況依存的なものである以上、それは時代ごとに少しずつ違った姿を見せることになる。古代ギリシアにおける用法から読み取ることができたように、前近代にあって、信頼と信頼性とは必ずしも区別されていなかった。すなわち、いかなる人柄であり、どんな状況に置かれているのかがその人物の信頼を規定すると考えられていた。前近代にあっては、人間は神話や言語、社会関係によって規定された共同体の中に埋め込まれており、個人としてではなく類型として扱われていたのである。近代化とともに、様々な共同体の交渉関係が広まり、社会そのものが流動化していく。その中で、近代人は以前の制度に対して「懐疑」の眼差しを向けるようになり、自明の信頼性が喪失されるようになる。近代にあっては、科学や技術といった合理的な制度が以前の制度にとって代わるようになった。すなわち、制度の信頼性を上げることによって対処しようとしたのである。しかし他方において、そのような制度は常に複雑な環境からの挑戦を受け、ほころびを見せるようなものでもある。それは前近代においてすら見られる現象ではあるが、近代になってあらゆる領域において制度化が試みられるようになり、そのための試行錯誤が行われるようになると、より顕著になってくる。このような状況の下で、「判断としての信頼感」が、市場経済の発展の中で注目され、経済や保険の領域で考察されていった。このように近代の趨勢は、複雑な環境に対する不安に制度への信頼で対処するというものであった。これと並行して、近代になると人間の個人としての側面が強調されるようになっていく。環境の複雑性は制度によって対処可能とされたのとは反対に、個人としての人間は、相互関係の中で態度を変える複雑なものとして、信頼の事柄として主題化されるようになる。だが、このような主題化は本来的に解きえないアポリアの中に落ち込むことを意味する。個人が本来的に予想を裏切る存在であるならば、そのような個人を信頼することは不可能となるはずだからである。パーソンズやルーマンが立てた問題設定は、近代における信頼を典型と考えることにおいて、歴史的制約を被っており、解けない問題を主題化しているとも言える。このような信頼論の設定そのものが「信頼の崩壊論」を孕んでいるのである。ただし、このような問いは現実によって乗り越えられることになる。というのも、現実の個人は常にすでに何らかの文脈のもとにあるからである。

近代においても、信頼の三相がともに働いている。まず、「合理性としての信頼」は、個人の計算には限界があるが、市場の計算にはより信頼がおけるという発想を提示する。また、「規範としての信頼」は、情報のない相手であっても、相手を信頼することによって、相互に利得のある関係性を生みだしていくことを提案するものである。これに対して、「感情としての信頼」は古くからのシステムとして流動的なあり方に対処するのが難しく、動的平衡に尻込みをする傾向があるが、同時に、盲信という仕方でも、ジレンマを断ち切る役割も担っている。

ここにおいてはもはや個々の制度そのものに固執するのではなく、諸制度の試行錯誤自身をコントロールするような発想が生まれている。例えば、複雑化した社会を媒介するものとして貨幣が発達してくるが、懐疑の対象となった個人であっても人間も市場に代表される関係性に巻き込むことによって制御可能なものと見なしうるようになる。

ただし、このような近代における信頼の再植民地に対して、生身としての個人が「悲鳴」を上げるようになってきているのが後期近代である。ギデنزが示していたように、近代が創出した三つのシステム（制度・個人・家族）への信頼がゆらぎ、そこからの撤退現象が生じている。そして、その撤退現象が共同体を困難にしている。冒頭において見た「信頼の崩壊」論も同様な文脈の中に位置づけることができる。近代は、人間と環境との間に制度的なものを構築することによって、環境との間に安定した関係を維持しようとしてきた。このような安定した関係を表現する言葉として「安心」がある。しかし、同時に、近代の過程で、そのような制度的なものゆらぎも明らかになってきた。信頼はもともと信頼できるシステムを構築する営みであった。だが、近代においては流動化が激しくなり、システムの構築のサイクルが早くなっている。安心がゆらぐとき「不安」が発生するが、このような不安は皆無にすることはできない。むしろ、そのような不安を前提としてのみ信頼が語られる余地がある。信頼は、「安心」とか「安住」とかいうこととは本来的に違ったものである。だとすれば、しばしば語られる「信頼の崩壊」は「安心」の崩壊であっても、信頼の崩壊までも意味するとは限らない。むしろ、従来のシステムが機能不全に陥っていると解釈することができる。だとすれば、その機能不全を認めた上で、新たな仕方での信頼を構築することが必要である。そうすると、ある程度の流動性を認めた上で（それは、ある程度の不安は回避できないということの意味する）、それに対する信頼性を構築するという発想もうまれてくる（動的平衡）。

不安はあっても、相手を信頼することは可能であるし、そうした方が結局はうまくいく可能性も考えられる。例えば、職場が受動的だと、そこで働いている人はより受動的な考えになり、職場が自律的だと、より自律的な考えになるといわれる。なるほど、うまくいっているときには、前者の職場は安心をもたらすかもしれないが、危機に瀕したときには失敗する可能性があり、その意味では、信頼できない。後者の職場は日常的に安心には至らないかもしれないが、危機に直面したときにも、それに対処することができるという意味で、信頼するに値する。素朴な信頼（安心）が危険であることがある以上、信頼が裏切られうることは、全体社会にとってメリットもありうる。このように、安心と信頼を区別していくことが必要である。例えば、他者が予想外の行動をとったときに、それをただちに否定するのではなく、意味ある行動として解釈しようとした上で、吟味してみることが必要である。

創発という出来事が起こることに対して寛容であることが、社会での信頼性に含まれねばならない。このように考えるならば、「信頼の崩壊」という現象は、大きな視野で見れば、この

ような価値観の移行期において発生しているものであり、信頼とされてきたものが実は「安心」になってしまっていたことが気づかれてきたこととして解釈しなおすことが可能になる。問題は、個人がこの再帰化のサイクルに慣れていくことができるのか、どう移行していけばいいのかといった実践的な問題や、このプロセスの中での「格差」をどうすべきかという問題である。これらの問題は、近代的な信頼論からは解くことができない。むしろ、状況論の中での手がかりによって、解いていかねばならない。それは具体的なモデルを示し、徐々に慣れていくことができるようにすることといった仕組みを整えることであり、教育や風土の問題となる。

注

- 1) アンソニー・ギデンズ『モダニティと自己アイデンティティ』ハーベスト社、2005.
- 2) 『ソクラテス以前哲学者断片集第IV分冊』岩波書店、1998、182頁.
- 3) プラトン『国家』岩波書店、1979、534a.
- 4) アリストテレス『弁論術』岩波書店、1992、31頁、1355b25.
- 5) カトリック中央協議会『カトリック要理（改訂版）』中央出版社、12頁.
- 6) ルネ・デカルト『方法序説』岩波書店、1953.
- 7) トマス・ホップズ「リヴァイアサン」、『世界の名著28ホップズ』中央公論社、1979、156頁.
- 8) タルコット・パーソンズ『社会的行為の構造1』木鐸社、1976、155頁.
- 9) ジョン・ロック『統治二論』岩波書店、2010、296頁.
- 10) マルティン・ルター『キリスト者の自由』岩波書店、1955. マックス・ヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店、1989、95頁以下.
- 11) カント「判断力批判」、『カント』河出書房新社、1965、389頁.

